

中野区教育委員会会議録

平成29年第19回定例会

平成29年7月14日

中野区教育委員会

平成29年第19回中野区教育委員会定例会

○日時

平成29年7月14日（金曜日）

開会 午前10時00分

閉会 午前12時00分

○場所

中野区役所5階 教育委員会室

○出席委員

教育委員会教育長 田辺 裕子

教育委員会委員 小林 福太郎

教育委員会委員 伊藤 亜矢子

教育委員会委員 渡邊 仁

教育委員会委員 田中 英一

○出席職員

教育委員会事務局次長 横山 俊

教育委員会事務局副参事（子ども教育経営担当） 高橋 昭彦

教育委員会事務局副参事（学校再編担当） 板垣 淑子

教育委員会事務局副参事（学校教育担当） 石崎 公一

教育委員会事務局指導室長 杉山 勇

教育委員会事務局副参事（子ども教育施設担当） 石原 千鶴

○書記

教育委員会事務局教育委員会担当係長 金子 宏忠

教育委員会事務局教育委員会担当 久保 敬右

○会議録署名委員

教育委員会教育長 田辺 裕子

教育委員会委員 田中 英一

○傍聴者数

2人

○議事日程

[協議事項]

- (1) 平成30年度使用教科用図書採択について（指導室長）

[報告事項]

- (1) 事務局報告

- ① オリンピック・パラリンピック教育の推進の取組について（指導室長）
- ② 区立学校におけるワークライフバランスの推進について（指導室長）

○議事経過

午前10時00分開会

田辺教育長

おはようございます。定足数に達しましたので、教育委員会第19回定例会を開会いたします。

それでは、議事に入ります。

本日の会議録署名委員は、田中委員にお願いいたします。

本日の議事は、お手元に配付の議事日程のとおりです。

ここでお諮りします。本日の協議事項「平成30年度使用教科用図書の採択について」は、非公開での協議を予定しております。したがって、日程の順序を変更し、当該協議事項を日程の最後に行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

田辺教育長

ご異議ありませんので、日程の順序を変更し、協議事項「平成30年度使用教科用図書の採択について」を最後に行うことに決定いたします。

それでは、日程に入ります。

<教育長及び委員活動報告>

田辺教育長

報告事項、教育長、委員活動報告につきましては、事務局からの報告はございませんが、各委員から活動報告がございましたらお願いいたします。よろしいですか。

<事務局報告>

田辺教育長

それでは、続きまして、事務局報告に移ります。

事務局報告の1番目「オリンピック・パラリンピック教育の推進の取組について」の報告をお願いします。

指導室長

それでは「オリンピック・パラリンピック教育の推進の取組」について、ご報告いたします。

昨年度より、全ての区立学校をオリンピック・パラリンピック教育推進校として位置付け、取り組んでおります。本年度につきましても全ての区立学校を「東京2020オリ

ピック・パラリンピック教育実施校」と位置付け、様々な取組を進めているところでございます。昨年度に取り組んだ内容を中心に、ご報告させていただきます。

まず、このオリンピック・パラリンピック教育の推進で培う5つの資質についてでございますが、自ら考え解決する力、コミュニケーション能力、人権尊重・社会貢献の精神、自己の確立・国際感覚、健康・体力向上等を位置付けております。

具体的な各校の取組につきましては、二つのアクションということで位置付けています。

「学ぶ」ということについては、例といたしまして、日本の伝統・文化等の学習及び参加国の文化等の学習ということです。

具体的には実践例として、日本の文化であれば能舞台の訪問や鑑賞、それから給食のメニューなどで日本についての伝統的な食事をとるなど、食育などで進めております。また、参加国の文化等の学習については、総合的な学習の時間などで進めていたり、また、社会科との関連で進めているところでございます。

「行う」につきましては、活動の例としまして、アスリート等との交流活動、外国人との交流、運動の日常化・習慣化などがございます。具体的には、体育や講演会などでアスリートとのスポーツの実技指導や体験、それから外国人との交流につきましては本区にあります大学の留学生との交流などを進めたりしています。

また、体力向上と鑑みまして、休み時間や放課後を利用するなどした日常的な体力の向上の取組などを進めているところでございます。

それでは、2校につきまして、具体的な事例でご報告いたします。まず、第四中学校でございます。こちらは、ボランティアマインドの醸成ということで位置付けておりまして、具体的にはボランティアのマインドを醸成していくという取組の一つとして、妙正寺川マラソン大会におけるボランティア活動を実施いたしました。地域の伝統的な行事であるこのマラソン大会の運営に、ボランティアとして多くの生徒が参加したものでございます。こちらでも、ボランティアの参加人数が増えているという成果が上がってきているところでございます。

中野本郷小学校では、かねてより障害者理解ということについて教育活動の重点として取り組んでおりまして、併せて障害者スポーツ等について、昨年度に取り組んでまいりました。具体的には車いすバスケットボールやアイススレッジホッケーのパラリンピアンを招いて、直接話を聞いたり、車いすバスケットボールについては小学校6年生が全身体験するなどしてまいりました。スポーツに取り組むアスリートの様々な取組や考え方に共感

する児童が、非常に増えてるという状況でございます。

報告は以上です。

田辺教育長

ただいまの報告につきまして、質問等、ご発言がありましたらお願いいたします。

田中委員

報告ありがとうございました。「学ぶ」のところで、和食のメニューの提供というので、これはとてもいいことだと思いますのですが、以前、メダリストの方のお話を聞いたときに、外国に出ていった際に運動選手たちが外国の人と一緒に会食をする機会が非常に多くて、そのためのマナーなどについて強化合宿の中で教えるというようなことを言っていました。和食を提供するだけではなくて、和食をどういうふう食べるかというのも、文化の学びとともに、また、外に出ていったときに大切なことだと思いますので、食べる部分まで広げるようなことを、今後検討していただければと思います。

田辺教育長

ご要望ということでよろしゅうございますか。

ほかにございますか。

渡邊委員

中野本郷小学校が取り組まれたような障害がある方の取組ですが、これもオリンピックの形では一つのいい機会にはなっているのではないかなと思っております。確かに、トップアスリートの精神その他等を学ぶのもそうなのですが、ここの事例にあったように車いすバスケットボール体験、車いすでの苦労や様々なことが書かれています。これについて、ここでお話するようなことではないかもしれませんが、ある都立高校で車いすの方のパラリンピアンを招待したのです。生徒たちにその話を聞く機会を設けたのですが、学校が古いものですからバリアフリーになっていない。バリアフリーになっていなくて一番大変なことは、多目的トイレと言わないまでも、何らかの介助をして何か使えるトイレがない。近くのところはそのトイレがあるところを確認して、使っていただけるようにせざるを得ない。そうしたら当日大雨だったのです。これはどうしたものかというような、本当に身近に苦労があると思います。そういったことを通じて、私たちからもパラリンピアンを単に招待するだけではなくて、一般生活にどれだけ不自由があるのか、これだけ身体能力のすぐれた人でも困るとか、そういう話を色々な機会に設けて、バリアフリーの大切さというのを事例的に学べるような、そういった内容も付け加えていただけ

ると。確かに、あっさり「苦勞や様々な工夫」で終わってしまいますけれども、こういうところをもう少し、大きく取り上げてほしいかなと感じております。

以上です。

田辺教育長

ほかに、ご発言等ありますでしょうか。

伊藤委員

目標というか重点的に育成する資質の幅が広いですし、取組内容も多様なので、そうなっていると思うのですが、各学校のニーズですとかその学校での普段からしている特色のある教育活動などに入れ込んだ形というか、有機的に関わる形でしていただけるとよろしいのかなと思いました。

田辺教育長

ほかにございますか。

小林委員

今、報告があった内容については、今後も更に充実させて、継続して全校で展開していただきたいなと思います。

確認なのですが、最初に5つの資質、重点的に育成するとありますけれども、これは東京都全体の考え方なのか、それとも区独自でこのように打ち出しているのか、その辺を確認したいと思うのですが。

指導室長

東京都のものもベースにしておりますが、例えば、⑤の一番最後の耐力という言葉などは、区独自で位置付けて進めているところでございます。

小林委員

区独自で進めることについては非常にいいことだなと思います。少し話が広がってしまうかもしれませんが、例えばこういう国際的な大きなイベントというのは、やはり大きな柱というかねらいが、あると思うのです。オリンピック・パラリンピックを自国で開催するというのは機会はそうそうないと思います。私、自分自身のことを振り返ってみると、かなり前の話で恐縮なのですが、例えば大阪で万国博覧会というのが開かれたわけです。今でこそ万国博覧会、そんなに注目されないのですが、当時日本では相当大きなイベントだったと思います。そのときのテーマは進歩と調和となっていて、同じ世代の人たちは、今でも思い出すとうなずくようなテーマでした。おそらく、前回の東京オリ

ピックのときのテーマというも、私は記憶にないのですが、思い返してみると大体一致するものが出てくると思うのです。それは何かと云ったら、戦後の復興と発展で、集大成として、昭和39年、1964年のオリンピックが開かれたと。

今回については、それが何なのかと云ったときに、別に批判的という意味ではなくて、少し総花的で、つかみどころがないというか。そのあたりの焦点化するもの。私は広く何か網羅しようというのではなくて区独自の考え方、ですから東京の中でも中野は今回のオリンピックについては、これを通して子どもたちにこの部分は、ぜひ、子どもたちが将来生きていく中で一生思い出せるような、そういうインパクトのあるものであってもらいたいなと思うのです。

また、話が変わりますけれども、教育は記録よりも記憶だと思います。やはり記録もそのときは大事なのですが、記憶に残るようなインパクトのあるものということは今後も展開していく必要があるのではないかなと思いました。そういう点では重点的に育成する5つの資質、非常にいいと思いますし、逆に言うと、各学校がこれを全部網羅しようとか、全部受けとめてやっていこうと一生懸命真面目に考えると思うのですが、むしろ思い切って特化して、特にここですよというのを打ち出してもいいような気もいたします。ただ打ち出しましょうというのではなくて、そういう何か焦点化した取組を今後も期待したいなと思っています。

以上です。

田辺教育長

ほかにございますか。よろしいですか。

それでは、本報告については終了させていただきます。

続きまして、事務局報告の2番目「区立小中学校におけるライフ・ワーク・バランスの推進について」の報告をお願いします。

指導室長

区では、ライフ・ワーク・バランスの実現に向け、勤務環境の整備に努めているところでございます。区立学校におきましても、校長が7月10日の定例校長会において、イクボス宣言を行いました。学校では、定時退勤日等を設け、校務や会議の見直しなど、具体的に進めているところです。区としましても、校務の効率化や、外部指導員の導入など、様々取り組んでいるところでございますが、働きやすさ推進のため、今回、夏季休業日に教育活動休止日を設けることといたしました。

教育活動休止日については、資料をご覧ください。長期休業期間中に、土曜日授業の実施による週休日の変更や、夏季休暇等の取得推進のために設けるものでございます。具体的には、教育活動休止日は長期休業期間中に補習授業や水泳指導、部活動等教育活動を実施しない日としておりまして、小・中学校の施設管理については学校管理員を配置することといたしました。

平成 29 年度におきましては、教育活動休止日の試行といたしまして、まず平成 29 年 8 月 14 日月曜日に 1 日間実施することとしているところでございます。この日でございますが、各校の状況もございますので、ここを原則としているところでございますが、他の日に変更することも可とさせていただいております。具体的な教育活動休止日の対応や、保護者の周知につきましては資料のとおりです。

今後の対応につきましては、本年度の実施状況を踏まえまして、更に検討し、進めてまいりたいと考えているところでございます。

報告は以上です。

田辺教育長

ただいまの報告につきまして、質問等ご発言がありましたらお願いいたします。

田中委員

ワーク・ライフ・バランスというのは、今、なかなか難しいと思うのですがけれども、この教育活動休止日を設定するというのも一つだと思うのですがけれども、もっと多分広い、色々な取組があると思うのです。今、その中の一つというふうに受けとめていたのですがけれども、ほかにもワーク・ライフ・バランスの推進のために何か今後取り組もうとかいうこともあるのでしょうか。

指導室長

例えば、校務管理システムなど C 4 t h というシステムを入れておりますが、その使いやすさについて検討することで、教員の事務量の軽減につながるような対応を、今、検討しているところでございます。

また、部活動の外部指導員についても、学校の実情を踏まえた上でどのような対応が望ましいか、今、検討を進めているところでございます。

田辺教育長

よろしいですか。ほかにもございますか。

渡邊委員

ちょっと確認をしたいのですけれども、区立学校におけるワーク・ライフ・バランスの推進ということですのでけれども、これはワーク・ライフ・バランスという、何となく新しい言葉でよくわからない感じがするのですけれども、要は超過勤務を削減しようという、そういう意味だと思っております。

超過勤務については、私ごとになるのですけれども、新宿区の労働基準局にも関わっています、その中で昨年度から、重点項目として超過勤務の軽減について徹底するということが上部団体から言われていると。ですから、今回このワーク・ライフ・バランス推進への取組は国又は東京都からこういうことに取り組みなさいと言ってきて、こちらに下りてきたものなののでしょうか、それとも区独自に取り組むものなののでしょうか。まず最初に確認したいのですけれども。

指導室長

国や都の動きというのも当然でございますが、都は都で今、取組方法について検討している状況があると聞いております。それと並行する形で区として考え、判断し、今回このようなことで進めているところでございます。

渡邊委員

東京都はそういう方向にはあるけれども、指示がなく、中野区独自で始めていったと考えてよろしいのでしょうか。

指導室長

そのとおりでございます。

渡邊委員

とてもすばらしい取組だと思います。超過勤務に関しては、教員の中でも、我々医療の中でも、特に言われているのですけれども、仕事の量があつてそれを終わらなければいけない。でも、終わらない。時間で切るのか、仕事の量で切るのかとどこかで決めなければいけないし、時間で区切って仕事が残ったらその残った仕事を効率化することによって残業時間を減らす、又は人を補充することによって減らすと、そういう考え方なのか。これは真剣に、数値で表れるものですから評価がはっきりするので、ぜひそうしていただきたいと思っております。

私は学校の産業医もやっているのですけれども、その中で問題になっているのは、超過勤務が多過ぎる、そしてメンタルヘルスが問題になってくる。超過勤務をせざるを得ない状況になるけれども、超過勤務するなというからサービス残業になってしまっていると

いう、色々な悪条件がそろっていると思うので、この辺りはこの表の見方をするとなかなかいいのですけれども、3のところに試行日として8月14日、1日間活動休止日を設ける。ただし、学校の状況により設定日を設けないのもいいということは、これは望ましくないのではないかと。やはりとりなさいという形の、教育委員会からの指示の方がよいと思います。たった1日というけれども、とれなかったらとらなくていいよという表現は望ましくないのではないかなと思います。これは私の意見として。

指導室長

委員のご意見、本当に検討していかなければならないと思いますが、本年度、試行ということとさせていただいているのは、学校側から既に夏季休業日の日程調整が済んでいるところで、強制的にとらなければならないのかという意見に対しての対応ということを示させていただきました。

来年度、制度設計をするに当たっては、早い段階から休止日について周知を図り、委員のおっしゃるようにどこの学校でも休止日となるような、設けない日がないような形での取組を検討してまいりたいと思っております。

田辺教育長

よろしいですか。

渡邊委員

よろしく願いいたします。

伊藤委員

試行なので当然のことかと思うのですけれども、ぜひ、現場でやってみてどうだったか、こういうことが有効なのか有効ではないのか、困るのか困らないのか、もっとどういうものだったらいいのかということを、各校から集約していただけるとありがたいなと思いました。よろしく願いいたします。

田辺教育長

ご要望ということで承ります。

ほかにございますか。

小林委員

このことに関しては、今、国自体から働き方改革とか言われて、全体的な動きが進んでいるわけですけれども、この取組自体は来年度も含めて、今後も含めての一つの第一歩として、それなりの効果はあるかなと思います。もちろん、今、各委員がご指摘のような、

こういったところをもっとこうすればいいのではないかと、様々あると思います。

ただ、私の考え方はむしろこうやって公的にこういったものを設けますよとかいうことは、ある意味で効果もありますけれども、しかし、最終的には各学校が自主的にどのようにコントロールしていくかということ。ある意味で自主性というか、これが最終的に求められるのではないかなと思うのです。

そうしたときに、制度上はもっと柔軟に色々とれる。極端に言うと、学校の判断で学校のクローズする期間を一週間とってもいいですよとか、そういう柔軟な制度を作って学校がコントロールしていく。よくワーク・ライフ・バランスといいますけれども、私はワークライフコントロールだと思うのです。要するに、自分でどうコントロールするかということが一番のポイントであると思うのです。

ですから、厳しい見方をすれば、1日だけこれを設けたって何なのという見方もあるわけです。でも、それを言ったら何も始まりませんから、こういうものを大事にしながら積み上げていくわけですが、もっと学校全体の中で見直す部分というのはたくさんあると思うし、そのときに制度上でもっと柔軟に受けとめて、各学校がそれぞれ、自由というとあれですが、創意工夫でコントロールできる余地をどんどんつけて、そして自主的に各学校がワーク・ライフ・バランス、望ましいものを確立できるようにしていくというのが本来の姿だと思います。ですから、もちろん行政が指導することはとても大事なことですけれども、それで終わってしまっただけでは何もならないと思うのです。それを足がかりにして、各学校が自主的にどこをいい意味で削り、どこを膨らまし、相対的に見たら時間的にやれると。例えば、部活動なんかよくやり玉に上がるわけですが、確かに現実に負担感を持って、非常に困っている教員や学校もいるかもしれませんが、逆に、もっとやらせてもらいたいのだと、それはすごく大事なのだというふうに、ゆとりをもってやっているところも現実にあると思うのです。そういうそれぞれの実情は、地域性だとか、学校の実態だとか、子どもの状況とか色々あるわけですから、そういうものを含めて各学校が自主的に色々なことを取り計らえるような、そういう制度を今後イメージしていくことが、私は大事ではないかなと思っています。

ちょっと抽象的な言い方になってしまいましたけれども、ぜひ今後に期待したいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

田辺教育長

ほかにございますか。よろしいですか。

それでは、本報告について終了いたします。

<協議事項>

田辺教育長

協議事項「平成 30 年度使用教科用図書の採択について」の協議をいたします。

ここでお諮りします。教科用図書の採択については、その審議における公正を確保するため、中野区立学校教科用図書の採択に関する規則第 10 条第 1 項に基づき、非公開での取り扱いとなっておりますので、本日の教育委員会の会議についても、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 7 項のただし書により、非公開としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

田辺教育長

ご異議ございませんので、非公開とすることに決定いたしました。

傍聴の方のご退出の前に、事務局から次回開催についての報告をお願いします。

副参事（子ども教育経営担当）

次回開催でございますが、7 月 28 日金曜日、19 時から本教育委員会室にて開催を予定してございます。

以上でございます。

田辺教育長

それでは、傍聴の方は、ここでご退出となりますので、よろしく願いいたします。

ここで、協議の準備をいたします。

(傍聴者退席)

(以下、非公開)

(平成 29 年第 21 回定例会における会議録の公開決定に基づき、個人情報に該当する部分を除き、以下非公開部分を公開)

田辺教育長

本日の協議事項に関連して、中野区立小学校教科用図書選定調査委員会の調査報告を行っていただくため、同委員会、委員長の〇〇〇〇さんに会議への出席を求めたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

田辺教育長

ご異議ございませんので、中野区立小学校教科用図書選定調査委員会委員長〇〇〇〇さんに会議にご出席いただくこととします。

それでは、〇〇委員長、どうぞご着席ください。

(〇〇委員長着席)

田辺教育長

初めに、本件協議に当たりまして、事務局から教科書採択に係るこれまでの経過について、ご報告願います。

指導室長

それでは、初めに、これまでの教科書採択事務につきまして、中野区立学校教科用図書の採択に関する規則及び要綱に基づきまして、滞りなく進行してきたことをご報告申し上げます。

本年度の小学校の特別の教科 道徳の教科書は、8 出版社、研究対象は 48 冊でございました。それでは、経過報告をいたします。

まず、4 月 21 日に教育委員会定例会におきまして、小学校教科用図書の採択基準についてご決定いただきました。併せて、選定調査委員会・学校等に示します、調査研究の項目を決定していただきました。また、学校、保護者、区民からの意見聴取の方法についても決定していただいたところでございます。

5 月 12 日の教育委員会定例会におきまして、中野区立学校教科用図書選定調査委員会委員の決定をいただきました。この会は、規則に基づきまして学識経験者 2 名、校長・副校長 2 名、教諭等 2 名、保護者代表 2 名、公募区民 2 名、計 10 名の委員による構成の委員会でございます。

5 月 24 日に第 1 回の選定調査委員会を開催いたしました。その後、6 月 27 日に第 2 回目の選定調査委員会を開催し、報告書を作成いたしました。その結果につきましては、この後、〇〇委員長よりご報告をいただきます。

なお、選定調査委員会には下部組織として、教科ごとの調査研究会からの報告、学校意見、保護者・区民意見についても報告をして、慎重にご協議をいただいたところでございます。

続きまして、教科書展示会についてご報告申し上げます。法令に基づきまして、教育センターにおいて教科書展示会を開催いたしました。期間は、6 月 6 日から 6 月 29 日までの計 24 日間でございました。そのほかに、5 月 26 日から 7 月 11 日までの期間、区立学校及

び区立図書館において計 43 日間、巡回展示をいたしました。各会場に意見用紙と回収箱を設置いたしまして、保護者・区民意見の聴取の場としたところでございます。

続いて、学校意見の聴取でございます。学校の調査研究、意見聴取のために、教科書を五つのコースで巡回いたしまして、学校ごとに全ての教科書について調査をしていただいたところでございます。

経過についての報告は以上でございます。

田辺教育長

続きまして、〇〇委員長から選定調査委員会の調査報告をお願いいたします。

〇〇委員長

ご紹介いただきました、今回、特別の教科道徳の教科用図書選定調査委員会の委員長を務めました、〇〇〇〇でございます。

本日、お手元でございますように報告書をまとめましたので、選定調査委員会を代表してご報告申し上げます。

まず、選定調査委員会の会合及び構成メンバーですが、これは今、指導室長からお話しございました。私どもは、学校の実際に道徳の授業をやっている方、これは教諭と主幹教諭の方でございました。それから、校長会、副校長会から 1 人。校長会は校長会長が参加されました。私どものような、学識経験者というのが 2 人、座席からいえばこういう感じで、私どもが真ん中で、そして右のほうに保護者の方 2 名でございました。PTA の役員でございまして、お子さんも、1 人の方はお 1 人、もう 1 人の方はお 2 人通わせているということでございました。

それからもう一つ向こうに、公募の区民の方、これは 2 人とも定年退職した方でした。そういうわけで、10 名ということで、これは私ども学校関係だけでなく、子どもを実際に通わせている保護者、そして区民の方、そういう幅広い立場の声を集めたということで、それが私どもの委員会の特徴であろうと思います。

そのことを含めて、そのほか、色々な資料もいただきまして、特に調査項目についてはこういう形でやっていくのだということをご指導室長から第 1 日目のときにお話をご説明等いただきました。

今回は道徳という 1 科目、1 種目なので、1 日での協議ということ。第 1 日目の委嘱のときはまだ教科書を見ておりませんでしたから。お話のように 5 月 24 日、その次が 6 月 27 日、ちょうど 1 カ月ございましたので、その間に徹底して 1 冊 1 冊手にとって読みま

しょうと。8社ありますから、8かける6で48冊、それから3社が道徳ノートというのを付けております。それも同じ教科用図書なのです。そういう位置付けであります。それが3かける6、18冊、合計66冊を見るということは大変なことで、ある方は3日間、教育センターに通っていて1日では到底見られませんでした。やはり1冊ずつ読むということが大事だということ。6月27日に率直な意見を出しましょうと。そのかわり、その意見は単なる印象的な意見ではなくて、根拠をもとにこういう記述があり、こういうことだから私はこう思いますという、そういう根拠のある意見を出しましょうということを約束して、6月27日、午後1時から5時まで、この区役所で行いました。

調査項目ですが、これは既にご案内のように基本的な調査項目である内容、これは教材ですね。教材がどういうことになっているか。それから構成や分量、学年の発達段階に応じた分量になっているか。それから、表記・表現、今、非常にカラフルになっておりますので、そういう点。それから、仕様上便利かどうか、便宜などの観点から8社の66冊の道徳教科用図書を見ましょうということでございます。

調査研究会の報告などを途中でいただきましたし、また、学校からの報告、保護者・区民からの意見も考慮に入れながら、検討した次第でございます。特に、採択条件になっている、子どもたちの学習意欲が喚起される、やってみたいな、勉強したいなという意欲が喚起される道徳の教科書か。それから、基礎的・基本的な学習、これは道徳でも押さえることができると思います。更に、発展的な学習に応えられる道徳の教科書か。それから、児童にとっては学びやすい、そして教師にとっても教えやすい、これは教師側にとっても非常に大事な点だと思います。そういう3条件をいつも押さえながら、1冊1冊見ていこう、そしてその意見をメモして、当日やったわけでございます。

委員一人ひとりから具体的な意見を出していただいたのですが、その内容を箇条書きに整理したものがお手元にお渡ししてございます、教科用図書選定調査報告でございます。読んでいただきますとおわかりのように、様々な意見が出ております。そういうわけで、今日は話し合いのときに話題になった2点についてお話しして、終わりたいと思います。

まず、1点は内容、教材のことについてであります。これは道徳の教科書の本当の中心だと思います。これは子どもが読んで感動するな、自分自身が読んでもしーんときたということです。心揺さぶる、胸を打ったな、よく考えさせられるな、あるいはこれは心情的に葛藤する場面があるなとか、子どもが今、悩んでいる問題について正面から取り上げているなと。あるいは実生活に密着しているなとか、そういう意見が具体的に、この調査委

員会報告の中の文言でございますけれども、少し取り上げてみました。ですから、いい教材はなかなか工夫されている。教科書が初めて出版されたわけでありますから、そういう点では非常に努力しているなということを感じました。

一方、少し長編ではないかと、学年に応じてでも、そういうものが6ページぐらいに細かい記述で載っております。国語の教科書であれば問題ないのですけれども、それを道德の1時間で学習するという事です。それが十分理解できるか、読み取れるか、あるいは道德の1時間の学習でその考えというか、道德的価値をまとめることができるか。完結できるかという問題、これが一つのいい点と課題でありました。

こういう胸を打つ、心揺さぶる、私自身も読んで大好きな教材も幾つかあって、これはかつての文部省時代の道德資料集にたびたび出ている教材とか、あるいは著名な作家の作品の一部をやっている。あるいは、今回新しく編集者が相当苦勞して執筆したのだろうという作品などもございます。

例えば、いじめをなくす、いじめについて考える問題についても各社出ておりますが、それぞれ視点を押さえながら書いている。これは比較して読むと非常に興味があるわけがあります。実はどの教科書も、それぞれ工夫しているわけですので、この教科書の教材が一番だというのは、結論はつけられませんでした。どの教科書にも、ああ、これはいいと、これはちょっと課題ではないかという教材がありました。

ですから、教科書全部8社集めれば、実際先生方が研究授業なんかするときに、この道德的価値を追求するときに、本当にこの教材でいいか、あるいは補助教材としてもっといいのがないかというときに、ほかの他社の教科書なども補助教材として参考にする。そういうことには活用できると思います。

そういう意味で、これは現場の教員、保護者、あるいは区民の方、それぞれ共通の意見でございました。これがいいというのではなくて、それぞれの教材をどう生かすかということでございます。

次に、構成分量、表現・表記の問題で、ご案内のように8社のうち3社、道德ノートというのを付けております。1社は活動、これは発問などを中心ですが、別冊になっております。これに対して、今まではそういうことはありませんでした、副読本。こういうふうには編集者が工夫した、文部科学省の意向に沿って別冊にしたわけです。これは3社。ほかの5社はそういうものはないわけであります。

分量的には2分の1ページとか、あるいは1ページ程度で適当でないかなと、いいので

はないかなということです。ポイントをつく問題があつて、ノートに書いてそれをもとに話し合うということについては非常にいいのではないかな。先生がすぐ挙手して、先生と1問1答のようにやるのではなくて、まず書いてみて、そしてやるためにはこれは活用できるということと、果たして道德の1時間の中で教材を読んで、自分の考えをしっかりと書いて書きます。それをもとに友達と交流する、話し合う。これは今、思考力・判断力・表現力の主体的な意味では、交流というのはどの教科にも言語活動を使ってやっています。

そして一つ、当然教師の指導が入って、そして一つの道徳的価値に迫っていく。そういう学習過程なのですけれども、1時間の中では書くことに追われるのではないかなと、書くことで精一杯ではないかなと思いました。これは教師の指導力の問題だよというのは、現場の先生もおっしゃっていましたけれども。そういう意味で、道德ノートを付けるべきか、付いていなくてよいか、意見が分かれた状況で話し合いが進みました。

ただ、書くということは、これは先ほども申し上げましたが、思考力・判断力・表現力を養うために、じっくり戻って自分の考えをまずもって、書いて、それを基に話し合うときは、僕はこう考えて私はこう感じるよという、そういう基になるもの。書くことは思考力ですから、話すことも含めて道德ノートの活用は大事だという教職関係の方のご意見ももっともだと思います。

ノートは日常的に、書かせていないといざ道德だけになりますと大変だけれども、そういう力が習慣的についてくれば、書くことを意図的に指導すれば十分可能だと私も思います。

最後に、調査委員の一人ひとりから、感想を述べてくださいということを行いました。

ある保護者の方であります、今回初めて道德の教科書を、教育センターに何回も通って1冊ずつ読みました、学びましたと。子どもの立場になって本当に1冊1冊手にとって読んだことは、私自身本当に勉強になったと。そして、今の小学校の、あるいはこれからの道德、教科書を使っての指導というものは、こういうふうになるのだなと。いい方向ではないかなという、そういうことを再認識しました。

子どもたちには、道德というのはとても大事な教科だと、心を耕す大事な教科だと。これは全教科、全教育活動において行うということでありましたけれども、今までももちろんやっておりましたけれども、一層教科書を使って教科書で学習するわけです。道德を本当に一生懸命勉強したい、やってみないと、そういう魅力的な教科書を選んでほしいということが、ある保護者からの言葉で大変印象に残っております。

まさに、子どもたちにその徳目を注入するのではなくて、当然そういうことはないわけですが、考えさせる、多様な考え方を outsizing、そして子どもたちが話し合って教師の適切な指導があつて、話し合い、議論する道徳にという。しかも1週間に1時間しかない、そういう道徳が待ち遠しいと。楽しい勉強だと。そういうことができるような教科書、これは理想かも知れませんが、必ずその教科書の中にあると私も思いますので、私たちの一つの調査報告を参考にさせていただいて、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。ありがとうございました。

田辺教育長

〇〇委員長、ありがとうございました。

続きまして、事務局から「中野区立小学校教科用図書選定調査委員会調査研究会」の研究結果と「中野区立学校教科用図書の採択に関する要綱」第2条に基づく、学校、保護者及び区民からの意見についての報告をお願いいたします。

指導室長

それでは最初に、資料の確認でございます。本日の資料は、皆様のご机の上にフラットファイルでとじてございます。それぞれタグがついてございますので、そこをご覧いただければと思ひます。

それではまず、調査研究会の報告をいたします。選定調査委員会の下部組織に当たるものでございます。4月21日にご決定いただきました調査研究項目に基づきまして、詳細な研究をしております。この研究会でございますけれども、校長を委員長とした小学校教育研究会等で研究をしている教員が委員となっております。

まず、ご説明でございますが、縦版のもので1社ごとに詳細なご報告をしております。最後の横版のところ、総合所見として一覧になったものがございますので、ご覧いただきたいと思ひます。

続きまして、学校意見の報告でございます。経過報告でもお伝えをいたしましたけれども、学校には教科書巡回の機会、それから巡回教科書展示会や教育センターでの展示会を活用していただきまして、全ての教科書について調査研究項目に基づく研究を実施して報告書を作成、提出をいただいたものを集約してございます。こちらをお読み取りいただければと思ひます。

最後に、保護者・区民意見でございますが、これも経過報告でご説明をいたしましたように、教育センターにおける教科書展示会、区立学校及び区立図書館での巡回展示の場に

意見用紙と回収箱を設置して、意見聴取をいたしました。

内容といたしましては、1番目に中野区の子どもたちにとってどのような教科書がよいかということ。2番目に、教科書採択に当たって教育委員会に望むこと。3番目に、その他となっております。意見の総数は37件、教育センターが12件、区立学校及び図書館分が25件でございました。これは、いただいた意見を誤字脱字のみを修正した形でそのまま列挙してございます。

調査研究会、学校、保護者・区民の意見の報告は以上でございます。

田辺教育長

それでは、ただいまの各報告につきまして、質疑がありましたらお願いいたします。

小林委員

ちょっと質問をしたいと思いますのですが、選定委員の〇〇委員長にご質問してもよろしいでしょうか。今、私、聞き逃したかもしれないのですが、色々と詳細にお調べいただいでご報告いただいて、本当にありがとうございました。色々な観点があると思うのですが、聞き逃していたら申し訳ないのですが、教科書のサイズが若干違うのですが、その辺の何かご意見とかございましたでしょうか。

〇〇委員長

確か、仕様上の便宜のところにもそういうのが出ていると思いますが、特に大きい版は迫力があると、写真などの、あるいは文字もゆったりしている。しかし、1年生なんかは立てて読むときにはどうなのかと。これは学校から家庭に持ち帰って保護者と一緒に話題にする、そういう教科書的な扱いですから重たいのではないかとか、かばんに入るのかとか色々ありましたけれども、私も何でもこういうふうにならなくなったり小さく、ある社はコンパクトに、大体内容に応じてかなと思うのですが、特に負担になる可能性もありますよという意見は確かに16ページに出ております。

小林委員

どうもありがとうございます。

田辺教育長

よろしいですか。ほかにご質問ございますか。

〇〇委員長

そういう規定はないのですか。この大きさとかいう、B4、A3とか。

指導室長

教科書のサイズにつきましては、特段規定がございません。今回、教科書採択候補となっている教科書は、今、一般的に使われているランドセルに入る大きさと認識しています。

小林委員

もちろん、中身が一番大事ということはあるのですが、やはりそういう保護者の方とか交えた組織ですと、また違った角度で大きさとか重さとか、そういうことも一つの大きなポイントでもあるかなと思ってお聞きしました。

今、〇〇委員長から非常に明快なお話をいただきましたので、大いに参考にさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

田辺教育長

ほかにございますか。

田中委員

報告ありがとうございました。最後に〇〇委員長がおっしゃっていましたが、多様な考え方を子どもたちから引き出すところが大切だとおっしゃっていただきましたけれども、何かこの8社の中でそういったところで、特にこういった取組が特徴的だということはあるのでしょうか。

〇〇委員長

これははじめの問題の教材なんかで感じますというご意見がありました。本当にすんなりそこに迫るのではなくて、多様な、これだけではないよと、別の考えもあるよというのを出すための教材なのでしょうね。そういうのが基本だと思います。教師もそういう指導をしなければいけないと思います。

田辺教育長

ほかにございますか。よろしいですか。

それでは、〇〇委員長、本日はご出席本当にありがとうございました。

〇〇委員長

どうもありがとうございました。よろしく願いいたします。

(〇〇委員長退席)

田辺教育長

それでは続きまして、教育委員会、教育委員宛ての要望書などがございましたら、ご報告願います。

指導室長

それでは、本日までに3件の要望書が届いてございます。資料の要望書のタグをご覧ください。ただきたいと思います。

3月22日付で日本出版労働連合組合より、6月12日付で西郷さん掲載の道徳検定教科書の採択をお願いする運動推進連合会より、7月13日付で中野の教育を考える草の根の会より要望書をいただいております。

内容等をご覧くださいと思います。以上でございます。

田辺教育長

それではここで、本件協議の進め方についてお諮りいたします。

本件協議に当たりましては、原則として選定調査委員会の調査報告を踏まえ、協議を行いたいと思います。ご協議いただくのは道徳及び特別支援学級で使用する教科書になります。

初めに、道徳の教科書について協議を行いますが、各委員から順にご意見を伺い、その後、全体で協議を行い、採択候補とする教科書を決定したいと思います。

また、特別支援学級で使用する教科書については、全体で協議を進めたいと考えておりますが、いかがでしょうか。よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

田辺教育長

ご異議ございませんので、そのように進めさせていただきます。

道徳の教科用図書についての協議を行います。

初めに、どなたかご意見がありましたら、お願いいたします。

渡邊委員

私、この8社、とても多くの会社があって、この中でどういう観点で選んでいったらいいのか、少し戸惑いました。今、〇〇委員長からもありましたし、小林委員からあったように、大きさというのも一つの使いやすさということで、大きさは確かに今見ていましたら、少し意見の中にも、大きな本は絵や写真のダイナミックさなんかは、確かに見やすさもあると思うのですけれども、これを持って歩くとか、1年生はいかがかなということ踏まえると、大きな判断材料にはならないのではないかと。大きいからいい、小さいからいいというふうな判断材料にはならないと。ほとんど同じようなレベルで考えていいのではないかと。確かに道徳自体はビジュアルに訴えるものではないので、挿絵の大きさやダイナミックさは本来の項目とはちょっと違うのではないかなということで、その点について

は関係ないかなと思います。

ただ、教科書ですから表紙の絵を見ると、誰か見慣れた人が描いたのではないかというような教科書の挿絵がありますけれども、実は中身を見ると、中は違う人が描いているので、少し残念だったのかなと。だったら、そういったところも変わりはないと。

そういった意味では、私は目次に注目しました。1年生と6年生で6年生に関してはいいのですが、目次の字の大きさ、見やすさというところに若干各社の中に違いがありまして、その分類の仕方というのにも、本を買うときに何を見るかと言うと最初に目次を見て何が書いてあるかを見るので、私は目次に注目をして確認をさせていただいて、その中で目次の見やすさ、見にくさというものが幾つかの会社の中で少し差があるのではないかなとは感じております。

そして、内容については、一部これから議論すると思うので、また後にしたいと思うのですが、分冊になって2冊になっているのと1冊になっているものがあります。ノートがついているということについて、私自身、ノートを見ていると親切なのですが、道徳の自分なりの考え方とみんなの考えを引き出すということに関しては、誘導されている感が若干あるのではないかという。こういう答えが正しい答えだよみたいな。そうだとはいわないのですが、若干そういうふうに感じる場所があるので、この分冊について、小林委員に意見を教えていただきたいのです。

小林委員

今回、分冊を設けている会社とそうでない会社があるわけですが、一つ一つ色々な考え方があると思うのですが、今回、今の渡邊委員のご質問に本質的にお答えする前に、道徳が教科化されて新たに教科書が出てきたということを先生方の立場で考えたときに、これまでは使用義務がなかった副読本その他色々な資料集を、よく言えば自由に活用できた。しかし、今回は使用義務がある教科書が登場してくると。これは当然、いいことではあるのですが、一番現場が強く感じていることというのは、教科書をしっかりと使わなければいけないというプレッシャーになっているような部分もあるのではないかと。色々な学校を回って先生方からの反応は、教科書は使わなければいけないのですかとか、教科書は100%ですかとか、そういう声が非常に聞かれたりするわけです。当然、主たる教材として教科書を使っていくことは当たり前ののですが、道徳の場合には、特に地域性とか子どもの実態とか重視しなければいけませんので、全国版で作られた教科書の内容が、場合によっては中野区のある学校で使いづらいということも十分想定できる

わけです。

したがって、区や都や国が出している様々な資料をうまく織り込みながら、場合によっては補助的に教員が創意工夫で資料を色々探してくるということがあってもおかしくないことであります。そういう意味では、他の教科に比べるともっと裁量があつていいものだと考えるのです。

そういうことを踏まえて考えると、分冊があるということはそれだけ内容がたくさん増えていくということですので、中身ではなくて分量的な面が実際にそういうものが存在するということは、ある意味で先生方を制約してしまうような心配もなくはないということです。もちろんそれは教師の指導力で、これをうまく活用していく。先ほど選定委員会の〇〇委員長も教師の指導力ということでご指摘があつたわけですが、それによってどう活用できるかということなのですが、今、実際に中野区では若い先生も多いですし、これからどのように指導力を高めていくか、その途上にある先生が多い中で、分冊が実際に存在するとそれが逆に手かせ足かせになってしまうという逆効果もあり得ると。ですから、分冊があるということは効果的であるとともに、当然マイナス面も十分配慮しなければいけないという状況であることは確かだと思います。

以上です。

渡邊委員

ありがとうございました。私も、ノートがついていてどうしても書きたくなってしまうというのがあると思って。教える側としては質問事項があつて書かせるという形で、先ほど誘導という言葉を使ってしまったのですけれども、それが正しくはないとは思いますが、そういう意味では書くということよりは、書くことによって文章力は増しますけれども、道徳は文章力の授業とは違って、私は、みんなで話し合うことでコミュニケーション力を高めるのがこの授業のような気がするので、若干分冊よりもボリュームも増えてしまつて、授業がそれに誘導されやすくなる可能性があるということも指摘されると、あまり分冊ではないのがいいのかなというふうに感じました。

以上です。

小林委員

今、渡邊委員の最初のご質問にさらに補足して、少し話をしっかりと確認していきたいと思っているのですけれども、今回道徳が教科化された背景というのは色々あると思うのです。一番しっかりと受けとめていかなければいけないことは、とにかく道徳の時間を実

践し、充実させていくことが一番重要であると思います。

そのためには、従来はそういう副読本の文章資料などを読んで、それを読み取って、そういう国語的な授業に終始してしまっているという反省があるということは、様々な審議会等の答申でも明確に示されているわけです。今、道徳は特にキーワード的にいうと、考える道徳、議論する道徳が大事ですと言われていています。言ってみれば、まさに今、コミュニケーション能力と渡邊委員がおっしゃいましたけれども、お互いの意見を交換しながら自分の考えをより深めていったり、違う意見を聞いて考えを広げていったり。それは先ほど〇〇委員長がおっしゃったような心を耕していくという部分があつて。確かに書くことも表現力の一つで重要なのですが、子どもによっては書くことで閉塞感をもって、道徳が嫌いになってしまうということもあると思います。一方、全く書かせなくていいかというとなんかそんなことはなくて、それはバランスの問題だと思うのですけれども、そういう点では議論する道徳、それから考える道徳ということを重視して、一番中野にふさわしい教科書はどれかということを選んでいくことが重要ではないかなと思っています。

田中委員

今、小林委員がおっしゃったように、自分で考えるという視点で見ると、工夫をして色々な資料が入り過ぎて、かえって子どもたちが、出された題材から色々なことを考えるにくくなっている部分もあるのかなという気もするのです。もう少し、一つの単元で一つの題材が出て、それをじっくり考えて意見を出し合ったりという面で、紙面構成というのも、各社でいっぱい色々な資料が出ているところもあれば、割とシンプルに題材の文章だけが出ているところがあったりして、その辺も少し検討してもいいのかなという気がしました。

それともう一つ、特に自分自身のことで見ると、金魚鉢を割ってしまったけれども言わないで帰ってしまったとか、そういう題材がどこでも出ているのですけれども、見てみると答えではないですけれども、こうすることがいいという辺りまで表現されている会社と、割とその手前でどうしたらいいのだろうというところで止まっている会社とあったりするので、発問の仕方も含めて、その辺も比較してみたいなという気がしました。

田辺教育長

その他に、ご意見はございますか。

伊藤委員

幾つかございます。一つは、他の委員方もおっしゃっているような道徳のあり方として、

ほかの人の意見も聞きながら自分の考えを深めたり、何かに気付いてそれを生活に生かしていったりということを考えたときに、2点ポイントがあるかなと感じました。

1点は、教材の並び方とか教材のテーマなどが、子どもたちにとって自分の生活を振り返る、学校にいる時間が長いので学校生活が子どもの社会生活の大半を占めていく可能性が高いと思うのですが、そういう学校生活とリンクしながら自分たちの身近な問題として自分のことを考えていく。学校生活や学んだことを参照しながら、自分の生き方とか自分の行動とかを振り返っていくということを考えたときに、子どもたちが入りやすいというか、道徳ってこういうことをやって、そうかこのテーマは自分も考えたいなど、次に来たテーマはなるほどというふうに、何か子どもにとっての入りやすい系統性があるとよいと思います。例えば子どもにとってあまりに抽象的なことが、どこの世界のことかあまりわからないということが、ずっと並んでいると、極論した場合、新聞を読んでいるような感じになってしまうと思うのです。例えば今、自分が学校生活で感じていることとか、課題だな、新しい学年になってどうやっていくのかなという不安だとか、こういう行事があったときにどういうふうに取り組むのかとか、子どもたちが考えて疑問に思うようなことをみんなで考える機会にしていけるような、そういう教材の選び方や並び方というのは、各社で工夫が異なっているように思いましたので、そういった点もポイントかなと思いました。

もう一つの、2番目の点としましては、自分の考えをはっきりさせるということと、それを発表してほかの人の意見を聞いてまた考えるということ。そして最後に自分の生活に戻ってくるということを考えたときに、発問の仕方は難しいなと思うのです。先生方がそのクラスの実態、理解力とか、今抱えている課題ですとか、構成メンバーなどを考えて発問は最終的に選ばれると思うのですが、教科書は一つそういった発問を促しやすいかどうかという観点も重要かなと思いました。

ちなみに、各教科書とも単元ごとに発問らしきものが書かれているのですが、この中で登場人物がどう思ったでしょうというところで終わってしまうと、確かに国語の授業のようになってしまいうし。でも、どう思ったでしょうの次が、社会の中で頑張っていた人は誰がいましたかみたいな、突然知識的なことや、あまりにも抽象的な権利と義務について考えてみましょうみたいな、一気にとても抽象的なものになってしまうと、子どもにとってはこの教材とそのことに関わりがあまりなくなってしまうたり、自分の生活や具体的に考えるというチャンスが失われたりするように思ったのです。

その辺の、教材を生かしながら本当に主体的に子どもが考えられるような発問、授業展開というのが促進、あるいは保証されるような教材というのはなかなか難しいなと思いつつながら、各社の特徴があるのかなと思いつつ読んでいました。

以上です。

田辺教育長

私からも幾つかお話をさせていただきたいと思います。

中野区の教員の年齢構成を考えますと、本当に20代、30代の若い教員が非常に多いということで、やはり道徳をしていくという意味を考えていくと、先ほど〇〇委員長からありましたように色々な考えを引き出していくという、そういうことをきちんと道徳の教科を通して身に付けてもらいたいなと思うところなのです。

先ほど来の議論にありますように、分冊されているノートでありますとか、それから発問の仕方が詳細であるというような教科書については、一見すごくいいかなという思いもあるのですが、反対にこれしか選択肢がないということを経験してしまったり、ノートがあればいいということで安易な道に進んでいくということがありますので、自分たちやそれから子どもたちの状況を見ながら道徳を指導していくという創意工夫を教員なりに考えながら、工夫を凝らしながら指導していけるような教科書がいいのではないかなと思いますと、やはりノートであったり、発問のあり方というのは考えていく必要があるのかなということが1点ありました。

それから、同じような、教員の状況を見ながらということですが、目次についても項目ごとに明確に分かれているものと、それからただ単に表題がずっと並んでいるだけというものが、教科書によって本当に特徴的に分かれています。この辺について、さっきとは少し違うのですが、項目が並んでいるだけではなくて、自分がどういうことを教えていくのか、この教材はどういうことを目標としてこの教材に置かれているのかということを考えながら指導していくというのであれば、ある程度項目ごとに説明があったり、課題ごとに項目が並んでいたり、まとまりがある編集をされているという方が指導する教員の側にとっての力も付けられるのではないかなと思うところです。

田辺教育長

他に、ご意見ございますか。

渡邊委員

今回、いじめの問題が背景に道徳が教科化されてきたということが一つのテーマになっ

ていると思うのです。いじめに対する記載について、先ほど言ったように目次の中にかかりやすく表現しているところとそうでないところとあります。

今回、また小林委員にちょっと伺いたいのですけれども、いじめに対する道徳での捉え方というか、基本的な考え方というのを教えていただければと思うのです。

小林委員

今、渡邊委員がおっしゃったように、いじめ問題に関わっては今回の道徳の教科化されたという一つの大きな柱であると、ご指摘のとおりだと思います。特に、いじめ防止対策推進法が実際に成立して、その中には道徳教育また体験活動等をしっかりと行って、道徳を通していじめ問題をしっかりと未然防止していこうということが鮮明に打ち出されているわけです。

ただ、ここで気を付けなければいけないことは、いじめはいけないということ、これはほとんどの子どもたちがいけないとわかっている。しかし、いけないとわかりながら、実際にそれに関わったり、そういう問題に直面していると。これは子どもだけではなくて大人も同じだと思います。そういう中で、ある意味では人間の永遠のテーマみたいな形で、常にいじめというものをしっかりと見つめて、そしていじめ問題に対して直接そういったものに自分が出会ったときにしっかりとした態度がとれるような、そういう心を培っていくという。ですから、直接的に扱うというよりも、例えばいじめ問題に関わる思いやりの心であるとか、決まりを守るとか、仲間を大事にするとか、集団を大事にするとか、友達を大事にするとか、そういった様々ないじめにかかわる道徳的な素養というのでしょうか、そういう心を培っていくことが大事であると。ですから、一つは特集的にいじめ問題について鮮明に扱うということとともに、常日頃から道徳を通してしっかりとした心を培っていくという間接的な捉え方。この両者をしっかりとバランスよく行っていくことが大事ではないかなと思っています。

渡邊委員

ありがとうございました。

伊藤委員

いじめについては気になる場所なのですけれども、教科書を拝見しておりますと、いじめに関連するような形で法律ですとか、比較的知識的に扱っているもの、あと、いじめという現象を正面から扱う中で、よく傍観者もいるのだということがありますけれども、そういういじめを受けた側、した側、傍観者、それを起こしていくような背景構造みたい

なことを心情の読み取りの中から気付かせるようにとしているもの。あと、ちょっと少ないのかなと思うのですが、ではそういうときにどうしたらいいかという今後の異なる好ましい行動みたいなところに踏み込むもの。扱い方は色々なのだなと思うのですが、子どもたちにとっては、自分の日常生活の中でこういうことが受け手の側にとってはいじめになっていってしまうのだというような、相手の気持ちがわかるようになるとか。あと、そういったときにそれを回避して問題なくコミュニケーションをとるにはどうしたらいいかとか、そういったことも、今、小林委員がおっしゃってくださったことにプラスして具体的には重要になるのかなと思いました。

以上です。

田辺教育長

ただいま、各委員のご意見をそれぞれ伺ったところですが、協議の視点というものが大分皆様方からお出しただけだと思っています。

この視点だけでなく、また色々ご意見もいただきたいと思いますが、更に協議を深めるために、次回以降また協議を進めていきたいと思っています。いかがでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

田辺教育長

それでは、別途、日程を設け、また引き続き協議を進めたいと思います。

本日の協議はこれまでにしたいと思います。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

これをもって、教育委員会第19回定例会を閉じます。

午前12時00分閉会